

## 多賀町町制施行 70 周年記念事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、多賀町町制施行 70 周年を町全体で盛り上げ、町の魅力を町内外に発信し、新たな魅力を創造し、更なる活性化を図ることを目的として、町民団体または自治会等(以下「団体」という。)が自ら企画、実施する事業等に要する経費の一部に対して予算の範囲内において補助金を交付することに関し、多賀町補助金等交付規則（昭和 63 年多賀町規則第 12 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (補助金の種類、補助対象事業等)

第2条 多賀町町制施行 70 周年記念事業補助金(以下「補助金」という。)の種類は次に掲げるとおりとし、補助対象者および補助交付額は、別表 1 に定めるものとする。

- (1) 町民団体企画事業補助金
- (2) 集落活性化企画事業補助金

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、補助の対象としない。

- (1) 営利事業または営利を主たる目的とする事業
- (2) 特定の政治活動または宗教活動を目的とする事業
- (3) 公の秩序または善良な風俗を乱すおそれのある事業
- (4) 法令に違反する事業
- (5) 他に町から補助を受けている事業
- (6) 団体の役員等が多賀町暴力団排除条例(平成 24 年条例第 6 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団ならびに暴力団員および暴力団員の統制下にある者に該当するとき。
- (7) その他町長が適当でないと認めるとき。

### (補助対象経費)

第3条 補助対象経費は、別表 2 に定めるとおりとする。ただし、事業を実施するために直接必要な経費に限るものとし、社会通念上補助することが適當と認められない経費は補助の対象としない。

### (交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする団体は、多賀町町制施行 70 周年記念事業補助金交付申請書(別記様式第 1 号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。ただし、集落活性化企画事業補助金を申請しようとする者は第 3 号から第 5 号までの書類の添付を省略することができる。

- (1) 事業計画書(別記様式第 2 号)
- (2) 収支予算書(別記様式第 3 号)
- (3) 団体概要書(別記様式第 4 号)
- (4) 会員名簿または役員名簿
- (5) 定款、規約、会則またはこれに準じるもの

- 2 前項に規定する申請は、1団体につき1事業までとする。
- 3 第1項に規定する申請の期限は、次のとおりとする。
  - (1) 町民団体企画事業補助金は、令和7年5月30日までとする。
  - (2) 集落活性化企画事業補助金は、令和7年6月30日までとする。

(交付決定)

第5条 町長は前条の規定による補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し、補助をすることが適當と認めたときは、規則第6条に規定する決定通知書により通知するものとする。

(変更の承認申請)

第6条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた団体(以下「交付決定団体」という。)が、補助事業の内容を変更するときまたは補助事業を中止するときは、多賀町町制施行70周年記念事業補助金変更(中止)承認申請書(別記様式第5号)を町長に提出しなければならない。

(変更の交付決定)

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、変更等の承認を決定したときは、多賀町町制施行70周年記念事業補助金変更交付決定通知書(別記様式第6号)により通知するものとする。

(実績報告)

第8条 交付決定団体は、補助事業の完了の日から起算して30日以内または令和8年3月31日のいずれか早い日までに、多賀町町制施行70周年記念事業補助金実績報告書(別記様式第7号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施報告書(別記様式第8号)
- (2) 収支決算書(別記様式第9号)
- (2) 補助対象経費の支払を証する書類の写し
- (3) 事業の実施状況が分かる写真等の資料
- (4) その他町長が必要と認める書類

(額の確定)

第9条 町長は、前条の規定による実績報告があったときは、その内容を審査して、適正と認めた場合は、補助金の額を確定し、規則第13条に規定する確定通知書により通知するものとする。

(補助金の支払)

第10条 補助金の支払は、原則として前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に、多賀町町制施行70周年記念事業補助金交付請求書(別記様式第10号)の提出に基づき行うものとする。

#### (概算払)

第11条 町長は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、第5条により決定した交付決定額の7割を上限として、概算払をすることができるものとする。

2 交付決定団体は、概算払を受けようとするときは交付決定通知後に多賀町町制施行70周年記念事業補助金概算払交付申請書(別記様式第11号)を町長に提出しなければならない。

#### (概算払の交付額確定通知)

第12条 町長は、前条の規定による申請書を受けた場合は、当該申請書等の書類の審査および必要に応じて行う現地調査等により、その申請に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容およびこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき時期、補助金等の額を確定し、規則第17条に規定する交付額確定通知により交付決定団体に通知するものとする。

#### (概算払の交付)

第13条 前条の規定による通知を受けた交付決定団体は、多賀町町制施行70周年記念事業補助金概算払交付請求書(別記様式第12号)を町長に提出しなければならない。

#### (補助金の返還)

第14条 町長は、交付決定団体が、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたときは、既に交付した補助金の全部または一部の返還を命ずることができる。

#### (関係書類の整備)

第15条 交付決定団体は、補助事業に係る収支を記載した帳簿およびその証拠となる書類を整備し、これらの書類を補助事業完了の翌年度から5年間保存しなければならない。

#### (報告の徴収等)

第16条 町長は、必要があると認めるときは、補助事業の実施状況について、交付決定団体に報告を求め、または調査することができる。

#### (その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

### 付 則

#### (施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年5月1日から施行する。  
(失効)
- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

別表1(第2条第1項関係)

(1) 町民団体企画事業補助金

補助対象事業	次に掲げる項目の全てを満たす事業とする。 (1) 多賀町内で実施し、誰でも参加可能なイベントであるもの (2) 新規事業または既存事業で、町制施行70周年を記念して変更・拡充されるもの (3) 「多賀町町制70周年記念」を呼称に含むもの (4) チラシ等のPR媒体に多賀町町制施行70周年記念ロゴマーク(以下「ロゴマーク」という。)を表示するもの (5) 令和7年5月1日から令和8年3月31日までに実施し、完了するもの
補助対象者	次に掲げる項目の全てを満たす者とする。 (1) 主に町内で活動している団体で、構成員の半数以上が多賀町内在住または在勤であること。 (2) 定款(規約、会則等)を有し、会計処理が適正に行われている団体であること。ただし、新設の団体にあっては、このことが見込まれること。
補助交付額	交付額は、次に掲げる額のうちいずれか少ない額とする。ただし、当該額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。 (1) 補助対象経費に5分の4を乗じた額 (2) 30万円

(2) 集落活性化企画事業補助金

補助対象事業	次に掲げる項目の全てを満たす事業とする。 (1) 自治会が主催し、地域内の自治会未加入世帯を含む全世帯が参加可能な多賀町内で開催するイベントであるもの (2) 新規事業または既存事業で、町制施行70周年を記念して変更・拡充されるもの (3) 「多賀町町制70周年記念」を呼称に含むもの (4) チラシ等のPR媒体に多賀町町制施行70周年記念ロゴマークを表示するもの (5) 令和7年5月1日から令和8年3月31日までに実施し、完了するもの
補助対象者	次に掲げる項目のいずれかを満たす者とする。 (1) 自治会、またはそれに準ずる団体 (2) 町長が認めるもの
補助交付額	交付額は、次に掲げる額のうちいずれか少ない額とする。ただし、当該額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。 (1) 補助対象経費に5分の4を乗じた額 (2) 10万円

別表2（第3条関係）

項目	内容
報償費	講師、出演者等（団体等の構成員を除く。）への謝礼等
旅費	講師、出演者等（団体等の構成員を除く。）の交通費および宿泊費
消耗品費	事業実施に必要な文具、日用品、原材料費
食糧費	会議等のお茶代および講師、出演者等（団体等の構成員を除く。）の弁当代
印刷製本費	チラシ、ポスター等の作成に係る印刷製本費
燃料費	事業実施に係る燃料費
通信運搬費	事業実施に係る郵送料、配送料
保険料	イベント保険料、傷害保険料等
委託料	補助事業を効率的に実施するための委託費（事業自体の委託は対象外）
使用料および賃貸料	会場借上料、各種機材レンタル料等
その他	事業実施に必要と町長が認める上記以外の経費

注 次に掲げる経費は、補助の対象としない。

- (1) 備品購入費（1個当たり1万円以上のものをいう）
- (2) 団体の運営に関する経常的な経費
- (3) 領収書等により団体が支払ったことを明確に確認することができない経費
- (4) 交付決定前に生じた経費
- (5) その他町長が適当でないと認める経費

別 記

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

多賀町長 様

所在地（住所）  
団体名（自治会名）  
代表者職氏名

多賀町町制施行70周年記念事業補助金交付申請書

多賀町町制施行70周年記念事業について、多賀町町制施行70周年記念事業補助金交付要綱第4条の規定により、関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

記

1. 補助金交付申請額 円
2. 関係書類
- (1) 事業計画書(様式第2号)
  - (2) 収支予算書(様式第3号)
  - (3) 団体概要書(様式第4号)
  - (4) 会員名簿または役員名簿
  - (5) 定款、規約、会則またはこれに準じるもの

注 集落活性化企画事業補助金は、(3)から(5)までの書類を省略することができる。

様式第2号(第4条関係)

事業計画書

事業の種類 (いずれかに○)		町民団体企画事業補助金・集落活性化企画事業補助金
事業の名称		
事業内容	実施場所	
	実施日 (期間)	年月日～年月日
	詳細内容	
事業実施により期待される効果		
同意および誓約事項		<input type="checkbox"/> 事業の実施状況が分かる写真等を広報たが、ホームページ等の多賀町の広報媒体に掲載することに同意します。また、被写体となる者に対し、事前にその旨を説明します。 <input type="checkbox"/> 要綱第2条第2項各号のいずれにも該当しないことを誓約します。

様式第3号（第4条関係）

収支予算書

(1) 収入の部

(単位：円)

項目	予算額	摘要
合計		

(2) 支出の部

(単位：円)

科目	予算額	摘要
報償費		
旅費		
消耗品費		
印刷製本費		
通信運搬費		
保険料		
委託料		
使用料および賃借料		
その他		
合計		

記載要領 摘要欄は、可能な限り詳しく記載してください。

様式第4号（第4条関係）

実施団体概要書

フリガナ		
団体名		
設立年月日		
フリガナ		役職
代表者		
会員数	人	
活動内容		
担当者連絡先	氏名	
	電話番号	
	E-mail	

※定款、会則、規約等を添付してください。

様式第5号(第6条関係)

年 月 日

多賀町長 様

所在地（住所）  
団体名（自治会名）  
代表者職氏名

多賀町町制施行70周年記念事業補助金変更（中止）承認申請書

年 月 日付け多 第 号で交付決定のあった多賀町町制施行70周年記念事業を、下記のとおり変更（中止）したいので、多賀町町制施行70周年記念事業補助金交付要綱第6条の規定により承認を申請します。

記

1 変更（中止）したい内容

2 変更（中止）の理由

3 経費の変更

補助事業に要する経費（別記様式第1号に準ずるものとする。）

当 初	円（交付決定額）	円）
変更後	円（変更交付申請額）	円）

様式第6号(第7条関係)

第 号  
年 月 日  
様

多賀町長

多賀町町制施行70周年記念事業補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで変更(中止)承認申請のあった多賀町町制施行70周年記念事業補助金については、多賀町町制施行70周年記念事業補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり承認することに決定したので通知する。

1 補助金の変更(中止)後の決定額は、次のとおりとする。

金 円

2 変更後の交付の対象となる事業内容は、変更申請書記載のとおりとする。

様式第7号（第8条関係）

年　月　日

多賀町長　　様

所在地（住所）  
団体名（自治会名）  
代表者職氏名

### 多賀町町制施行70周年記念事業補助金実績報告書

年　月　日付け多　第　号で交付決定のあった多賀町町制施行70周年記念事業補助金について、多賀町町制施行70周年記念事業補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて実績を報告します。

記

#### 関係書類

- (1) 事業実施報告書(様式第8号)
- (2) 収支決算書(様式第9号)
- (3) 補助対象経費の支払を証する書類の写し
- (4) 事業の実施状況が分かる写真等の資料
- (5) その他町長が必要と認める書類

様式第8号(第8条関係)

事業実施報告書

事業の種類 (いずれかに○)		町民団体企画事業補助金・集落活性化企画事業補助金
事業の名称		
補助金交付決定額		円
参加人数		人
事業内容	実施場所	
	実施日 (期間)	年月日～年月日
	詳細内容	
事業実施により得られた成果		

様式第9号（第8条関係）

収支決算書

(1) 収入の部

(単位：円)

項目	決算額	摘要
合計		

(2) 支出の部

(単位：円)

科目	決算額	摘要
報償費		
旅費		
消耗品費		
印刷製本費		
通信運搬費		
保険料		
委託料		
使用料および賃借料		
その他		
合計		

記載要領 摘要欄は、可能な限り詳しく記載してください。

様式第 10 号(第 10 条関係)

多賀町町制施行 70 周年記念事業補助金交付請求書

金 円

年 月 日付け多 第 号で額の確定の通知があつた多賀町町制施行 70 周年記念事業補助金を、上記のとおり交付されるよう多賀町町制施行 70 周年記念事業補助金交付要綱第 10 条の規定により請求します。

確 定 額 (A) 金	円
既 付 額 (B) 金	円
請 求 額 (A - B) 金	円

年 月 日

多賀町長 様

請求者  
所在地（住所）  
団体名（自治会名）  
代表者職氏名 印

振込口座

金融機関名	
支店名	
口座種別	普通・当座
口座番号	
フリガナ	
口座名義人	

様式第 11 号（第 11 条関係）

年 月 日

多賀町長 様

所在地（住所）  
団体名（自治会名）  
代表者職氏名

多賀町町制施行 70 周年記念事業補助金概算払交付申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった多賀町町制施行 70 周年記念事業補助金について、多賀町町制施行 70 周年記念事業補助金交付要綱第 11 条の規定により、概算払を交付されるよう申請します。

記

1 交付時期 月  
交付額 円

交付時期 月  
交付額 円

2 概算払を必要とする理由

様式第 12 号(第 13 条関係)

多賀町町制施行 70 周年記念事業補助金概算払交付請求書

金 円

年 月 日 付け 多 第 号 で 概 算 払 額 の 確 定 通 知 が あ つた 多 賀 町 町 制 施 行 70 周 年 記 念 事 業 補 助 金 を 上 記 の とおり 交 付 さ れ る よ う 多 賀 町 町 制 施 行 70 周 年 記 念 事 業 補 助 金 交 付 要 約 第 13 条 の 規 定 に よ り 請 求 し ま す。

年 月 日

多賀町長 様

請求者

所在地（住所）

団体名（自治会名）

代表者職氏名

印

振込口座

金融機関名	
支店名	
口座種別	普通・当座
口座番号	
フリガナ	
口座名義人	